

令和8年度

あおぞら児童会

入会案内



高石市役所 こども家庭課

1. あおぞら児童会

- 放課後等、留守家庭児童のために高石市教育委員会が実施している預かり保育です。
- 放課後等、こどもたちはあおぞら児童会の教室へ登会し、指導員の見守りのもと、宿題をしたり、おやつを食べたり、教室内や運動場で遊んだり、本を読んだりして、保護者から依頼のあった下会時刻まで過ごします。

2. 入会の要件

- あおぞら児童会に入会申込みできるのは、次の（１）～（３）のすべてに該当する児童とします。
 - （１）本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
 - （２）保護者が労働、疾病等の理由により、昼間家庭で保育できない者
 - （３）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校及び特別支援学校小学部に在籍している者

3. 開設場所

- 高石・羽衣・高陽・取石・東羽衣・清高・加茂の各小学校内

4. 開設期間及び開設時間

- 開設期間 令和８年４月１日(水)～令和９年３月３１日(水)
- 開設時間

	基本保育時間	延長保育時間
月曜日～金曜日	午後１時～午後６時	午後６時～午後７時
土曜日	午前８時３０分～午後６時	
学校休業日 (土曜日除く)	午前８時～午後６時	午後６時～午後７時
・土曜日及び学校休業日に午前１１時の時点で出席者が無い場合は閉会します。 ・土曜日及び学校休業日に利用される方は、お弁当が必要です。 ・冬季は午後５時を過ぎれば、原則お迎えが必要です。（１０月から２月まで） ・延長保育を利用される方は、お迎えが必要です。（年間） ・登会時刻は、入会時に配付する「入会のしおり」をご覧ください。		

5. 休会日

- 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- １２月２９日から３１日まで
- １月２日及び３日

6.募集人数

- 高石・高陽・清高・・・110名 羽衣・取石・加茂・・・各 165 名
東羽衣・・・ 220 名

7.入会申込の受付

○ 年度当初入会分の受付（令和8年4月1日入会分）

- (1) 受付期間：令和8年1月9日（金）～1月23日（金）
受付時間 { 平日午前9時～午後5時30分（こども家庭課）
 土曜日（1月17日）午前9時～正午（こども家庭課）
- (2) 現在入会中の児童についても、令和8年3月31日に全員が自動的に退会となるため、新学年も児童会に入会を希望する場合は、新年度の入会申請が必要です。
- (3) 各児童会申し込み多数の場合は、2月12日(木)午前10時から市役所本館2階正庁大会議室にて公開抽選を行います。抽選対象児童には別途連絡します。

○ 年度途中の入会受付

- (1) 市役所こども家庭課で随時受付をしています。
- (2) 定員を超えた場合は、待機となり、退会者等異動があった場合に、順次入会できる旨をご連絡いたします。ただし、この場合低学年児を優先いたします。

8.入会申込時の必要書類

○ 入会申込みは次の書類をそろえて申し込んでください。

- (1) あおぞら児童会入会申請書(表)・誓約書及び同意書(裏)【青色】
→ 入会希望児童1人につき1通
- (2) 家庭で保育ができない理由を証明する書類
(令和8年4月1日現在就労していることがわかる証明書・診断書等)
→ 保護者等1名につき1通
- (3) あおぞら児童会口座振替依頼書【桃色】
あおぞら児童会口座振替申込書【桃色】 } 新規入会希望児童1人につき各1通
- (4) 延長保育を希望される方は、あおぞら児童会延長保育利用申請書【黄緑色】
および、延長保育利用料口座振替依頼書、申込書【黄緑色】
(ただし、急きょ利用される方は、後日提出可)
- ※ 「ゆうちょ銀行」で口座振替する場合は、上記の桃色の用紙では受付できず、ゆうちょ銀行専用の用紙での手続きが必要です。

9.就労証明書の提出について

○就労証明書の提出はオンラインによる提出でも可能です。

市ホームページのあおぞら児童会についてのページから、エクセルもしくはPDFデータの就労証明書をダウンロードして、就労先にご提出ください。

就労先から就労証明書が返ってきましたら、市ホームページの同ページにある申請フォームからご提出ください。

後日、提出された就労証明書を確認しますので、不備等ありましたらご連絡します。

注意：・オンライン申請での提出はPDFデータのみとなっております。他のファイル（エクセルやワード、画像データ）では提出できません。

- ・就労先から直接オンラインでの提出はできません。
- ・これまでどおり、紙媒体での提出も可能となっております。
- ・その他の申請書類（入会申請書、口座振替申込書等）はオンラインでの提出はできません。

10.保育料及び支払い方法

項 目	金 額	支払方法
基本保育料	月額 6,000 円 (2 人目以降 3,000 円)	□ 座 振 替
延長保育料	日額 200 円の利用された日数 (1,600 円を超える場合は 1,600 円 が限度額、2 人目以降は半額)	□ 座 振 替 (翌月に基本保育料と併せて徴収)
実 費 (おやつ代等)	月額 2,000 円	児童会にて支払（現金）
・その月の内 1 日でも登会している場合は、保育料、実費ともに 1 ヶ月分納付して頂きます。(月の途中で退会されても返金しません。) ・きょうだいの 1 人目 2 人目の考え方 〈基本保育料〉 1 人目・・・最低学年のきょうだい 2 人目以降・・・最低学年より高学年のきょうだい 〈延長保育料〉 1 人目・・・利用月において最も利用日数が多いきょうだい 2 人目以降・・・上記利用日数以下のきょうだい		

○ 口座振替による支払い方法

口座振替により毎月月末（12 月は 25 日）に振替させていただきます。

ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日になります。

取扱金融機関：三菱UFJ銀行・大阪信用金庫・池田泉州銀行・三井住友銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・紀陽銀行・いずみの農業協同組合・みずほ銀行・

成協信用組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行※

- 残高不足等の理由で振替ができないときは、こども家庭課から通知のうえで納付書による窓口収納になる場合がありますので、事前に預金残高の確認をお願いいたします。

ゆうちょ銀行での口座振替依頼について

入会案内に同封している口座振替依頼書（桃色）とは用紙が異なります。希望の保護者は、ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」をこども家庭課、または各児童会でお受け取りいただき、記入・押印後、お近くの郵便局へご提出ください。

- 口座振替依頼書の提出先は取扱金融機関、または、こども家庭課へ提出をお願いいたします。提出の際は口座名義人、銀行印の間違いにご注意ください。
- 昨年度より口座登録をしていただいている方については、口座を継続させていただきますので、変更のある場合のみ再度ご提出ください。

11. 保育料の減免

- 次の区分に該当する場合は、保育料が減額、または免除されます。対象になると思われる保護者は必要な書類を提出してください。

	区 分	減免割合	必要提出書類
1	生活保護法の規定による保護をうけている世帯	100%	① ②
	前年度の市町村民税非課税世帯	100%	① ③
2	前年度の市町村民税が均等割のみの世帯	50%	① ③
3	前年度の市町村民税が均等割のみで なおかつひとり親家庭	75%	① ③ ④
4	あおぞら児童会欠席届により届け出た欠席期間が 月の初日から末日までに及ぶとき	100%	① ⑤
5	不慮の災害等により保育料の支払い能力を喪失し たと認めたとき	100%	① ⑥

- 必要提出書類

- ① 減免申請書
- ② 生活保護受給証明書
- ③ 令和7年度市民税課税証明書（※）
〈令和7年1月1日に住んでいた市区町村の税務担当課で発行〉
- ④ ひとり親とわかる証明書〈児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証等〉
- ⑤ 欠席届
- ⑥ り災証明等

※令和7年1月1日に高石市に住民票がある方については、同意書に署名の上、市民税課税証明書を省く事が出来ます。

- 減免申請書配布場所：こども家庭課
提出先：こども家庭課
- 減免適用は申請月からとなります。ただし、新年度入会については3月末日までに申請をお願いいたします。
- 減免を希望される方は、毎年『減免申請書』の提出が必要です。継続されませんのでご注意ください。
- 減免申請を提出された方は、延長保育料についても同様に適用いたします。

12.入会の決定

- 年度当初の入会については、受付期間終了後、低学年児を優先し、入会を決定、3月中旬頃に保護者あてに入会許可通知をします。受付期間内に定員に達した場合は公開抽選により決定した後通知します。待機順位については、低学年児が優先されます。
- 年度途中での入会については、低学年児を優先し、入会を決定後、入会予定日の1週間前頃に保護者あてに入会許可を通知します。
- 入会許可送付時に『あおぞら児童会調査票』を同封しますので、各あおぞら児童会へ指定された期日までに提出してください。

13.傷害保険

- 入会された児童には、傷害保険に加入し、けが等に対応しています。
※ 児童会活動中と登下会中の事故（治療日数1日目から適用）
入院日額 4,000 円（180 日限度）通院日額 1,500 円（30 日限度）

14.長期欠席

- 家庭の都合で1ヵ月以上にわたり欠席するときは、欠席する前月末までに所定の『欠席届』及び裏面の『減免申請書』を各あおぞら児童会またはこども家庭課へ提出してください。
- 欠席届は、年間何回でも提出することは可能ですが、連続の欠席は3ヵ月までです。連続3ヵ月を超える欠席は退会となります。なお、令和9年1月からの連続3ヵ月や3月末までの欠席は退会となります。

15.退会及び入会許可の取消

- 転出や保護者の退職などにより退会するときは、退会する前月末までに所定の『退会届』を各あおぞら児童会、または、こども家庭課へ提出してください。
- 入会開始までに、令和7年度以前の保育料を滞納されている時は入会申請ができません。
- 入会許可後であっても、次のいずれかに該当するときは、入会を取り消すことがあります。

- ・入会要件の(1)～(3)に該当しなくなったとき
- ・正当な理由なく無断欠席が1ヵ月以上続いたとき
- ・正当な理由なく保育料を3ヵ月以上滞納したとき
- ・偽りその他不正の手段により入会許可を受けたとき
- ・集団生活を乱し、児童会の運営に支障があると認められたとき

16.変更届

- 住所、氏名、電話番号、就職先、保護者名、保険証等に変更があった場合は、すみやかに『変更届』を各あおぞら児童会、または、こども家庭課へ提出してください。

17.自然災害時の対応

○「暴風警報」「大雨特別警報」発令

①登校（登会）時

警報解除の状況	あおぞら児童会開始時刻		弁当	保護者の対応
午前7時時点で発令中	休 会		—	
午前7時までに解除	長期休業中・代休	午前8時	○	通常通り
	土曜日	午前8時30分	○	//
	平日（授業あり）	午後1時	給食	//
	（但し；被害状況により、給食が提供できない場合、休会）			

※学校の授業日は、学校が休校になれば、あおぞら児童会も休会です。

（自然災害等で午前7時時点、JR 阪和線全線・JR 東羽衣線・南海本線全線の3線全部が運休している時、学校は休校です。）

※学校の授業日以外（土曜日・長期休業中や代休）は、JR 阪和線全線・JR 東羽衣線・南海本線全線の3線全部が運休していてもあおぞら児童会は開設します。

※児童会開始後、1時間たっても児童の登会がない場合は、閉会します。

② 登校（登会）後

	保護者の対応
課業中(授業がある)の場合	学校の指示に従う（引き渡し下校）
土曜日・長期休業中の場合	発令後速やかにお迎え

※保護者のお迎えがあるまでお預かりしますので、出来る限り速やかにお迎えに来てくださいますようご協力お願い致します。

○大規模地震発生（震度 5 弱以上）

- ① 在会中 避難後、速やかにお迎え（授業中は学校の指示に従う）
- ② 登会・下会中 児童は原則自宅へ（但し、学校が近い、家にだれもいない場合は学校へ）
- ③ 登会前 自宅待機

※ 震度にかかわらず、津波による避難勧告が出た場合、学校により避難場所が異なりますので、学校のマニュアルをご覧の上、お迎えをお願いします。

○上記のような自然災害時は、延長保育料は発生しません。

○大規模災害が発生した場合、あおぞら児童会から連絡があるまで臨時休会となります。

18. 学級閉鎖時等の取り扱い

- 感染性疾患等に伴う学級閉鎖の場合、閉鎖学級の児童はあおぞら児童会へは登会できません。

19. 児童会との連絡

- あおぞら児童会の連絡ファイルは児童に毎日持たせ、下会時刻等必要な連絡事項を記入してください。
- 急な欠席、登会や下会時刻の変更等は、必ず各あおぞら児童会へ電話連絡をしてください。

20. その他

- 下会した後、再登会はできません。
- 土曜日、学校休業日の午前中に習い事等により、登会時間が遅れる場合は、『同意書』が必要です。ただし、13 時を過ぎての登会は認めていません。
- ※ 13 時以降のお預かりや急用によるお預りが必要になった場合は、「ファミリー・サポート・センター事業」をご利用ください。ただし、ご利用には事前の登録が必要です。お早めにお手続きをお願いします。詳細につきましては、下記の二次元コードよりアクセスしてください。



← アクセスはこちらから

- 所定の各種届出用紙はあおぞら児童会及びこども家庭課に備えています。必要な場合は、申し出てください。
- 毎月月初め（8月は除く）に各あおぞら児童会より「おたより」が配布されますのでご覧ください。また、必要に応じてこども家庭課より「お知らせ」を配布します。内容を確認いただきますようお願いします。



☆電話番号（直通）

高 石 A あおぞら児童会	266-6012	高 石 B あおぞら児童会	266-6033
羽 衣 A あおぞら児童会	266-6010	羽 衣 B あおぞら児童会	266-6011
羽 衣 C あおぞら児童会	264-5163		
高 陽 A あおぞら児童会	266-6014	高 陽 B あおぞら児童会	263-7865
取 石 A あおぞら児童会	274-1191	取 石 B あおぞら児童会	274-1501
取 石 C あおぞら児童会	273-7880		
東羽衣 A あおぞら児童会	266-6015	東羽衣 B あおぞら児童会	266-6008
東羽衣 C あおぞら児童会	264-3050	東羽衣 D あおぞら児童会	262-2856
清 高 A あおぞら児童会	266-6020	清 高 B あおぞら児童会	266-6030
加 茂 A あおぞら児童会	266-6013	加 茂 B あおぞら児童会	264-2000
加 茂 C あおぞら児童会	266-6035		

※入会許可通知到着以前の児童会への連絡はご遠慮ください。

【発行】

高石市役所 こども家庭課

住所：高石市加茂4丁目1－1

電話：072-265-1001（内線 1328）

072-275-6438（直通）

ホームページ：

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/kyouiku/kodomokatei_ka/jido_uhukushi/aozora.html

